

女性則：有害物の発散する場所における業務

環境・健康

有害物の発散する場所における業務について、「母性保護に係る専門家会合」報告書において、①有害物については、厚生労働省のGHS分類により生殖毒性若しくは生殖細胞変異原性が区分1又は授乳影響ありに該当する25物質とすることが適当、②気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法は、それぞれ労働安全衛生法令の管理濃度、作業環境測定・評価方法とすることが適当とされ、これを踏まえて女性労働基準規則（女性則）が改正されました。改正女性則の有害物の発散する場所における規制対象物質（25物質＋エチルベンゼン）と女性労働者の就業を禁止する業務を下記に示しました。

有害物を発散する場所における規制対象物質と女性労働者の就業を禁止する業務

特定化学物質	特定化学物質
塩素化ビフェニル（別名 PCB）	スチレン
アクリルアミド	テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）
エチレンイミン	トリクロロエチレン
エチレンオキシド	有機溶剤
カドミウム化合物	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
クロム酸塩	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）
五酸化バナジウム	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）	キシレン
塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）	N・N-ジメチルホルムアミド
砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）	トルエン
ペータープロピオラクトン	二硫化炭素
ペンタクロルフェノール（別名 PCP）及びそのナトリウム塩	メタノール
マンガソ	鉛
エチルベンゼン	鉛及び鉛化合物
【女性労働者の就業を禁止する業務】	
○作業環境測定結果が「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空气中的平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場の全ての業務	
○タンク内、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務付けられている業務	

kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断結果等に基づく衛生診断 リスクアセスメントの実施
衛生意識の向上	労働衛生教育